

感謝状が贈呈されました！～交通事故の救助に貢献～

5月22日（金）、八代消防本部にて消防表彰が行われ、藤本幸夫さん（白木平）、岩崎久幸さん（白木平）、前田浩典さん（白木平）、県南広域本部職員5人の計8人に、谷井祐典消防長から表彰状が手渡されました。

これは、4月27日に泉町で発生した普通乗用車が約20メートル下の氷川に転落した交通事故で、人命救助や交通誘導などを行ったことに対して表彰されたものです。谷井消防長は、「連携して迅速かつ確かな救助活動していただき、ありがとうございました」とお礼を述べると、代表して県南広域本部職員の中島さんが「地域の皆さんと協力して助けられたのでよかった」と話しました。



▲表彰状を受け取った皆さん（2人欠席）

金婚夫婦を表彰します！

●対象

- ・昭和45年1月1日～昭和45年12月31日までに結婚又は入籍されたご夫婦
- ・昭和44年以前に結婚又は入籍をされたご夫婦で、これまでに金婚夫婦表彰を受けたことがないご夫婦

●申込締切 6月30日（火）

●申込場所 長寿支援課（仮設庁舎西棟1階）、各支所内健康福祉地域事務所、各校区コミュニティセンターの窓口

●申込方法 申込場所に設置してある申込用紙に記入し提出してください

【問合せ】長寿支援課 地域支援係 電話33-4436

市税等の納期について

令和2年6月1日（月）納期限のもの

- ◆軽自動車税 全期
- ◆国民健康保険税 2期
- ◆介護保険料 2期
- ◆後期高齢者医療保険料 随期
- ◆市営住宅家賃等 5月分
- ◆簡易水道使用料 5月分（4月使用分）

令和2年6月10日（水）納期限のもの

- ◆市県民税（特別徴収） 205期
- ◆農業集落排水使用料 5月分（4月使用分）
- ◆浄化槽使用料 5月分（4月使用分）

令和2年6月30日（火）納期限のもの

- ◆市県民税（普通徴収） 1期
- ◆国民健康保険税 3期
- ◆介護保険料 3期
- ◆後期高齢者医療保険料 随期
- ◆市営住宅家賃等 6月分
- ◆簡易水道使用料 6月分（5月使用分）

○固定資産税の第1期及び第2期の納期限は、新型コロナウイルス感染症による地域経済の影響に配慮し、延長致します。

- ◆固定資産税 第1期 7月31日（金）
- ◆固定資産税 第2期 9月30日（水）

※口座振替をご利用の方は、事前に口座の残高をお確かめください。

【問合せ】地域振興課 市民サービス係 電話67-2111



泉支所だより

6月号

- 発行 八代市泉支所
- 編集 泉支所地域振興課 Tel. 67-2111
- 発行日 令和2年6月1日

泉町の人の動き

- 【世帯数】 791世帯
- 【人口】 1754人
男 866人 女 888人
- 令和2年4月末現在

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めましょう！

3つの密を避けましょう！

これからの季節は暑さが増してきます。マスクをしていると熱がこもり、熱中症になりやすくなります。こまめな水分補給をするなど、熱中症の対策も併せて行いましょう。

①換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行しましょう。

②人の密度を下げる

人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らしましょう。

③近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避けましょう。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどしましょう。

これらに加えて、こまめな手指衛生と咳エチケットの徹底、共用品を使わないことや使う場合の十分な消毒をお願いいたします。

～新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について～

新型コロナウイルスに関連した憶測やうわさに基づく行動は、過度の不安をまねき、誰かを傷つけることにつながる恐れがあります。住民の皆様には、次のようなことを心がけるようお願いいたします。

- ネット上の誤った情報に惑わされない
- 不確かな情報は決してSNSなどで広めない
- 国や県、市町村が発信する正確な情報を入手する
- 正確な情報に基づいて判断、行動をする

特別定額給付金申請に添付する書類のコピーが支所でできます

特別定額給付金の申請には、免許証などの本人確認書類や通帳などの口座が確認できる書類の写しの添付が必要となります。現在、お近くにコンビニエンスストアがない方などで、本人確認書類や口座確認書類をコピーすることが困難とお声をいただいております。お困りの方は最寄りの各支所などで本人確認書類・口座確認書類をコピー（有料）することができます。市役所の開庁日のみご利用可能です。

【問合せ】地域振興課 市民サービス係 電話67-2111

「平家いずみお茶まつり」は中止となりました！

6月6日（土）・7日（日）に開催を予定しておりました「第15回平家いずみお茶まつり」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、やむを得ず中止とさせていただきます。イベント開催を楽しみにしていただいていた皆様におかれましては、大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ】地域振興課 観光係 電話67-2111

振興センターの利用を再開しました！

八代市振興センター（振興センターいずみ及び振興センター五家荘）のご利用を停止しておりましたが、5月11日（月）から一部条件付きで利用再開及び新規受付を開始しています。
 なお、受付時に、ご利用に際しての感染防止対策の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

利用の条件については、3密を避け、感染症対策に関わる内容となっています。

- ・マスクの着用
- ・手洗いや消毒液による手の消毒
- ・人と人の間隔（2mを目安）を十分に確保する
- ・体調に不安がある方、また、風邪の症状がある方の利用禁止
- ・利用者や参加者の連絡体制の確保 など

※今後の状況により、利用を停止することもありますので、ご了承ください。

【問合せ】地域振興課 総務振興係 電話67-2111

五家荘観光施設及びふれあいセンターいずみの営業を再開しました！

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業を自粛しておりました五家荘観光施設及びふれあいセンターいずみは、以下の通り営業を再開しました。
 再開後につきましても、感染拡大防止及びお客様・従業員の安心・安全を最優先して営業いたしますので、ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。なお、施設入口にアルコール消毒液を設置しておりますので、入退出の際は手指の消毒にご協力をお願いします。

【営業再開日】

- 五家荘観光施設 ※毎週火曜日は定休日
- ・平家の里 5月20日（水曜日）～
 - ・緒方家 5月20日（水曜日）～
 - ・左座家 5月20日（水曜日）～
 - ・久連子古代の里 5月20日（水曜日）～
 - ・五家荘草花資料館 5月20日（水曜日）～
 - ・溪流キャンプ場 6月1日（月曜日）～
 - ・五家荘自然塾 6月1日（月曜日）～
 - ・梅の木轟売店 6月6日（土曜日）～ ※当面は土曜日・日曜日のみの営業

■ふれあいセンターいずみ ※毎週水曜日は定休日

- ・ショップ 5月7日（木曜日）～ 当面の間、時短営業（9時～16時）となります
- ・レストラン 5月21日（木曜日）～ 当面の間、時短営業（11時～16時）となります

【問合せ】地域振興課 観光係 電話67-2111

◆防災コーナー◆

今年も、出水期（梅雨）シーズンを迎えます。
 近年、全国で甚大な災害が発生しております。常日頃から「防災に関する関心」と「災害への備え」をお願いします。

- 飲料水や食料など、最低3日分を確保しておきましょう。
 ※水の量は、1日3リットル/人が目安です。
- テレビやラジオなどで、大雨・台風など最新の気象情報を確認しましょう。
- 避難の際は、自宅の安全な場所や市の指定避難所など、自分の身を守る、「早め早めの行動」をお願いします。

今年度、災害（大雨、台風、土砂災害）の恐れがある場合に開設する市の避難所は、「泉コミュニティセンター」「泉第八小学校」となっています。
 なお、地震災害の場合は、災害規模に応じて他施設へも拡充します。

狂犬病予防注射はお済みですか？

Q. 犬はどうして登録と狂犬病予防注射が必要なの？

A. 登録は犬の戸籍であり、犬の所在地や所有者、特徴等を把握し、全ての飼い犬（生後91日齢以上の犬）を、野良犬や他の飼い犬と区別することによって、狂犬病の発生を防ぐのに役立っています。狂犬病は人間にもうつるウイルス性疾患で、動物にかまれていったん発症すれば、ほぼ100%死に至る恐ろしい伝染病です。
 日本国内では昭和32年を最後に発生はありませんが、ペットブームに乗じてたくさんの動物が輸入されており、海外から狂犬病ウイルスが持ち込まれることも否定できません。
 狂犬病の予防注射を受けないことは愛犬を危険にさらすだけでなく、飼い主自身も危険にさらすことになるため、登録と年1回の注射が必要となります。



Q. 費用はいくらかかるの？

A. 新規登録は3,000円、注射済票交付手数料は500円です。

Q. 手続きはどうするの？

A. 動物病院で狂犬病予防注射済証を受け取り、泉支所窓口へ持参し手続きをお願いします。

【問合せ】地域振興課 市民サービス係 電話67-2111

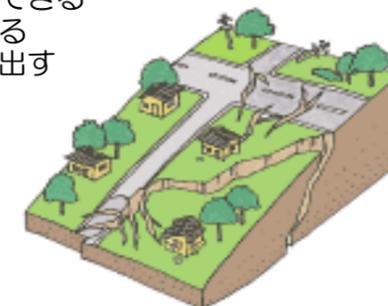
6月は、『土砂災害防止月間』です！

毎年各地で土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害が頻発し、人命、財産に大きな被害が発生しています。
 土砂災害が発生しやすくなる梅雨時期前の毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています。

このような前兆にご注意ください！

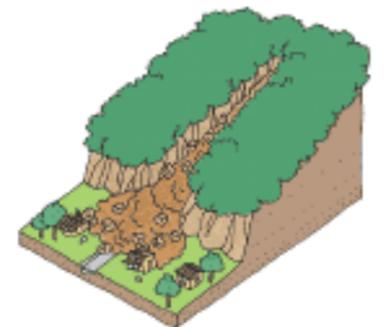
【がけ崩れ】

- ・地面にひび割れができる
- ・沢や井戸の水が濁る
- ・斜面から水が噴き出す



【土石流】

- ・山鳴りや、立ち木の裂ける音、石のぶつかる音がする
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- ・川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める



【地すべり】

- ・がけから出てくる水が濁る
- ・がけに亀裂が入る
- ・小石がパラパラ落ちてくる



このような現象に気づいたら至急ご連絡下さい！
 【問合せ】泉建設地域事務所 電話67-2115